

平成27年度 総務厚生委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成27年7月8日（水）

2. 視察先

発達障害者支援センター のぞみ
岐阜県立希望が丘学園

3. 視察項目

「発達障害者支援センター のぞみ」の取り組み
「岐阜県立希望が丘学園」の取り組み

4. 視察の目的

岐阜県が4月に設立した発達障がいの方々に総合的な支援を行う相談機関「のぞみ」や9月に新しくなる「希望が丘学園」を視察し、県の取り組み等を調査し、今後の発達障がい児者の支援の調査につなげるため

5. 視察内容

のぞみ（発達障がいに関する相談・支援）

①本人及び家族の相談支援

・電話や来所による相談、必要に応じて発達の検査等を行い、医療機関や地域の支援機関との連携を図る

②グループ活動・家族への支援

・余暇支援として小学校高学年グループ、中高生グループの支援、家族や学習会の開催

③成人期の支援

・成人期の方の生活、余暇、就労支援の一環として医療・事業所・企業等との連絡協議会を組織

④啓発及び人材育成

・関係者への研修、啓発事業の実施

希望が丘学園

障がい児の医療・福祉の専門機関、県の療育拠点として位置づけ強化

①医療機関

・整形外科、小児科、児童精神科等

②医療型障がい児入所施設

③医療型児童発達支援センター

④地域連携室

・初期相談と担当部署への引継ぎ、学園利用後の地域への引継ぎ、地域療育システム支援事業の実施

6. 考察

(1) 岐阜県発達障害者支援センターのぞみは、今年度より独立した総合的な支援を行う事業所となった。

また、希望が丘学園は、9月には、新築移転の予定となっていて、医療・リハビリ・幼児の保育・生活指導など総合した療育を行い、更なる機能の充実に取り組んでいる。相談支援・発達支援・家庭での療育の支援や保育所等の訪問支援事業も今後は、広い県内において重要でその機能の充実が必要である。

飛騨圏域の現状は、下呂市に発達障がい支援センターがある。スタッフは2名で、広い飛騨圏域からすれば、その機能を充分果たしていない。県の支援費は、500万円である。この圏域である高山市に、支援センターを設置することが重要と考えられる。飛騨市・白川村とも連携して岐阜県に要望すべきである。

高山市の障がい児通園施設は、あゆみ学園など社会福祉法人の3施設といきいき広場など保育園併設で市が運営する3施設がある。県の発達障害支援センター所長・課長から高山市の療育スタッフは、県でもハイレベルとの評価があった。特に、市の教室の職員は、能力が高く地域療育システムの構築に活かすべきとの、意見交換があった。これらを踏まえて、高山市の療育の方向性は、指定管理制度の運用だけでなく、市の発達障がい支援センターの設置まで踏み込むべきである。近年(H24)の発達障がい児は6,5%となっており、早期発見・早期対応等幼児～成人までの地域療育システムの構築のためにも、取り組むべきである。

(2) 子どもの発達について、気になる子ども、不安のある子どもへの対応は、本人と家族を社会的に支援し、支える仕組みが必要である。

関係機関としては、飛騨圏域発達障がい支援センター(下呂市萩原)、発達障がい専門外来設置医療機関である高山赤十字病院(小児科)、飛騨子ども相談センター、飛騨障がい者就業・生活支援センターぷりずむがあるが、高山市内でどのような役割を果たしているか、調査する必要があると考える。高山市の地域療育については、施設のレベルは高いとの指摘もあるので、それを生かすことも大切である。

また、子どもの成長に合わせて、その各段階で何が求められているかも調査する必要があると考える。

ひきこもりへの対応も、重要になっている。岐阜県若者サポートステーションや、市健康推進課のこころの健康相談などが実施されているが、取り組みの強化が求められており、実態の調査が必要だと考える。

平成27年度 総務厚生委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成27年7月8日（水）

2. 視察先

岐阜県庁 健康福祉部 障害福祉課

3. 視察項目

発達障がい児者を含めた障がい児者福祉全般の取り組み

4. 視察の目的

岐阜県の取り組み全般を調査し、今後の支援の調査につなげるため

5. 視察の内容

岐阜県庁・「岐阜県障がい者総合支援プラン」の概要説明から

人口減少社会と高齢化社会の進展、さらに地方での若年層の都市流出増加から、生産力低下が懸念され、地域コミュニティの維持されにくい状況が見られる中で障がいのある方々にも、これまで以上の社会参加と障がい福祉の充実を図りつつ、すべての世代が「安心して暮せる」、「就労への機会と結果を伴う支援の充実」そして「質の高い保健・医療提供体制の整備」から岐阜県では、中核拠点となるハード面(施設整備)並びにソフト面(人的整備)に取組み、着々とその体制が整いつつある。特に、岐阜市内での福祉ゾーンと称される区域では平成30年度中に全機能が整う状況にある。

なお、軽度の知的障がいのある生徒への就労ニーズに応じるためにこれまでの特別支援学校の高等部とは別に、新たに「高等特別支援学校」を整備され、就労への取組みが拡大される。

また、県内5圏域では、岐阜県障がい者総合支援として関係機関として次ぎの分野に区分され1箇所ずつ設置指定されている。

<<関係機関>>

- ① 発達障がい者支援センター// 下呂市萩原町 NPO サン・はぎわら
- ② 発達障がい専門外来設置医療機関//高山赤十字病院・小児科
- ③ 子ども相談センター//飛騨子ども相談センター 高山市千島町
- ④ 発達障がい者支援コンシェルジュ設置機関// 高山市天満町
ーひだ障がい者就業・生活支援センター

そして、障がい者への「一般就労支援に関する取り組み」として、「相談」、「就労移行支援事業所での助成」、また新たに「農業就労への参入チャレンジ」そして「就労支援のネットワーク構築」を図っている。

6. 考察

1. 個性や得意なこと活かしながら、就労による社会貢献ができることへの認知と支援を図り、『納税と年金を払う側』として、要となる一員の立場で、地域社会を支える者として重要な位置にあるため、地域特性と就労ニーズに配慮する一般就労への機会と雇用主への啓発拡大支援を検討する。
2. 岐阜県内、5圏域での関係機関の設置と実体機能について、圏域の地理的特性や交通網等に配慮を重ね、現場での支援者の実態調査と現状把握も重ねた機関設置の有り方を再考する。
3. 特別支援学校卒業生で特に軽度知的障がい者に対する、一般就労拡大に向けて、県内5圏域で地理的・交通網で不便である場所においては「高等特別支援〇〇分校」設置への拡大を視野に、財政面・支援人材面での確保を検討する。

平成27年度 総務厚生委員会行政視察報告書

1. 視察期間

平成27年7月9日（木）

2. 視察先

福井県福井市「平谷こども発達クリニック」院長：平谷美智夫

3. 視察項目

発達障がい児の支援について

4. 視察の目的

発達障がいの実践に学び、高山市の発達障がい児に対し、早期発見・早期療育をはじめ、適正な支援できるようにするため

5. 視察の内容

診療所機能

早期発見：発達障がい児の発見は、早ければ早いに越したことはない。その理由は、早くから療育（医療と保育）ができ、児童の社会的な自立へとつながるから。そういう意味においても、平谷先生の診察はとても丁寧で、ピンポイントで次の療育につながる診断をしてくれると評判である。従って、初診の場合は1年待ちとのこと。スタッフ70名で臨み「できるだけ早くしてあげたい」と話されたが、それでもこれだけの時間が必要とのこと。

発達支援室

福祉制度の中にある療育型の児童デイサービス（高山市＝あゆみ学園）個別療育や就学前集団療育を行っている。診療所に併設された真新しいいくつかの部屋にて行われていた。

学習支援室

相談機能と合わせ、できる限り児童の可能性を伸ばしたいとして懸命に取り組んでいた。

生活介護・放課後等デイサービスセンター

18歳以上の障がい者に対し事業が展開されていた。幼少のころから相談支援をしてきた中で、保護者からの強い要望で設立された。庭にはバラ園があり、近隣住民からも認知されるよう努力されていた。

6. 考察

(1) 国が対応すること

療育を要とする子どもたちの数が増加し続ける現在にあつては、専門医の増加を図ることが先決であり、相応しい診断、相応しい療育、適切な薬物治療を行なった上で早期に対策を整える必要がある。また、理学療法士、心理士等の要請も重要であり、医師と専門スタッフを増加させるための手段が重要。また、就労に至るまでに施設では、何が必要で何が出来なのかを幼児期から対応するため、専門の療育環境が整った施設の充実が、全国の自治体で必要となっている。

県が対応すること

岐阜県では、「希望ヶ丘学園」や「こども医療福祉センター」を建設し対応にあたっており、岐阜地域では専門医やスタッフの充実とともに療育環境は比較的に充実していると考ええる。但し、岐阜県域は広大であり飛騨地域にも岐阜地域と同様な施設が必要と考える。特に飛騨地域には「萩原南保育園」においてサン萩原が運営にあたっているが、規模が小さいために飛騨地域全体を賄うまでに至っていないのが現状である。

飛騨地域の療育環境を充実させるためには、幼児期から成年期まで同じ目線での療育施設の充実が必要とされる。飛騨地域における発達障害を持つ保護者は、他県や岐阜市など遠方まで診察や治療に通っている。

市が対応すること

高山市内の療育環境は、丹生川保育園、久々野保育園、国府保育園、第二あゆみ学園で行なわれている。それぞれの施設においては、県内でも質の高い療育が行われており、今後も増加傾向にある発達障害児者への早期対応と適切な療育環境を提供するために、市は早急に療育に関する統一指針を示し、行政と民間に於いて療育を整えるために行政の責任を明確に示し、発達障害児者が就労できるような環境を創り出すことが重要である。また、小児精神科の医師や心理士、看護師など幅広いスタッフの充実が求められることから、人口減少社会の中にあつては、人材不足は否めないため人材確保策も同時に必要となっている。

今後は、国や県と市の役割分担の中で市が率先して関わる療育はどこまでの範囲なのかを明確にして、療育にあたっていく必要がある。また、如何に就労させることが重要であるために、診断と処置の早さ、適切な対処如何で社会復帰が可能となる発達障害児の増加は、保護者にとっても地域にとっても明るい方向性である。一方では、成人のひきこもりが増加する傾向にあるが、家族も精神的に苦痛を強いられていることや、改善策が見当たらないことから、市がこれらへの対応についてどう検討していくのかも課題となっている。

(2) 高山市の発達障がい、もしくはその疑いのある子は年間全体の約10%いるとされている。高山市の療育のサービス量を考えると、当然サービスが受

けられずにそのまま就学した子などが多いことが想定される。また、実際多くの受けていない子が就学してしまい、学習障害や多動性などで、多くの教師を悩ましている。更に、その延長線上には、多くの引きこもりなど、自立できずにいる障がい者が数多くいることも確認されている。

そこで、市は何をすべきか。

1. 課題をあげる

2. 課題解決のための方策を探る

現況の課題：体制が一体化していない

保健師が機能していない

医療との連携が取りにくい

これらのことから、早期発見・早期療育が実現しにくい

連携ではなく、一体的に一人のこどもに関わることが重要

方策：そのためには、センター機能が重要となる

「高山の児は、高山で責任を持って育てる」気概を持つ

高山市で、今できること

- ・総合相談支援センター開設

- ・0歳児～18歳まで繋いでいける「サポートブック」試用開始

委員会として、細部にわたる調査研究をし提言に結び付けていかなければならない。